

重要施策と施策の方向			N O	事業名	新計画(第3期)の「事業内容」	活動指標	目標 (2028年度)	令和7年度の実績 (左記に対する進捗状況)	自 己 評 価 (効果・期待)	令和8年度の取り組み予定 (内容・時期)	担当課
重要施策1 消費生活環境の整備	1 連携強化による安全の確保	(1) 情報共有に有効なネットワークの充実と連携強化	①	関係部署との連携強化	総合的にきめ細かな取組を行うため、庁内関係部署それぞれのネットワークを含む連携の強化を図ります。	(1) 事業に応じてネットワークを含む関係部署との連携を強化する。	事業に応じて必要な会議への参加を拡充	・包括的な地域福祉ネットワーク会議 2回 (消費者安全法に基づく消費者安全確保地域協議会を本会議に位置付けることにより設置) ・自殺対策庁内連絡会 2回 ・生活安全対策協議会 1回 ・多重債務問題庁内連絡会 1回 (構成所管に対し、都による多重債務問題研修を案内し希望者に参加してもらうことで連絡会とし	消費者安全確保地域協議会の設置により、ネットワーク会議構成所管や支援関係機関・団体との個人情報の共有が法的に可能になり、関係各所との連絡体制が確立され更なる連携強化が期待できる。	引き続き、包括的な地域福祉ネットワーク会議をはじめ、関連部署との横断的な連携を図っていく。	消費生活センター
			②	地域ネットワークとの連携強化	警察、町会・自治会、商店会、商工会議所、民生委員児童委員協議会、高齢者あんしん相談センター、はちまるサポート(八王子まるごとサポートセンター)、社会福祉協議会などとのネットワークを通じて、迅速かつ正確な危険注意情報を発信します。	(1) 地域ケア会議への参加	必要な会議への参加を拡充し、情報共有する。	地域ケア会議参加 3回 51名	依頼のあった地域ケア会議に参加し、それぞれの立場をいかした情報共有を行い、関係機関との連携強化につなげた。	引き続き、消費者安全確保地域協議会を活用するとともに、地域ケア会議に参加し、それぞれの立場をいかした情報共有を行い、関係機関との連携強化を図っていく。	消費生活センター
			③	消費者団体のネットワークによる連携強化	啓発推進委員会や消費者団体連絡会などの消費者団体との情報交換をはじめとする連携強化を図るとともに、「安全・安心な消費者市民社会の実現」に向け、各団体等の強みを活かした情報発信に努めます。	(1) 消費者団体連絡会との連携	6回	・八王子市消費者団体連絡会開催 3回 ・八王子市消費生活フェスティバル(共同)主催 1回 連絡会において情報交換を実施。 また、市と共催の消費生活フェスティバルにおいて、消費生活に関する情報を提供した。	連絡会において、情報交換をきっかけに、参加団体同士の交流が生まれ、団体間の連携が強化された。 また、消費生活フェスティバルへの出展により、行政と消費者団体の相互理解及び連携強化が図られた。	・消費者団体連絡会:3回 ・消費生活講座(消費者団体連絡会 登録団体企画提案事業):随時募集(1回) ・消費生活フェスティバル(共同)主催:1回 引き続き、消費者団体と連携を図るとともに、「安全・安心な消費者市民社会の実現」に向け、各団体等の強みを活かした情報発信に努める。	消費生活センター
			④	警察との連携強化	高齢者や地域で孤立している市民を狙った悪質商法や、詐欺の被害が増加している。そこで警察との情報交換・情報共有を図り連携を強化するとともに、主に高齢者世帯が巻き込まれないよう、防犯効果のある自動通話録音機の貸出や警察署や高齢者あんしん相談センター、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会とも協力しながら、防犯に役立つ情報を提供します。 また、年金支給日に防災無線を活用し、特殊詐欺被害防止の呼びかけを行います。	(1) 消費生活審議会への警察のオブザーバー参加招聘	(1) 定期1回・必要に応じて臨時参加	(1) 生活安全対策協議会など警察署が出席する会議に参加し、情報共有を図った。 警察と協議し、悪質な訪問販売対策を目的として、市防犯課と連携し「警察官巡回強化中」ステッカーを新たに作成・配布した。	警察及び市防犯課と連携することで、悪質な訪問販売による被害防止につなげた。	令和8年度の組織改正により生活安全部に移ったことから、警察だけでなく防犯課とも連携して消費者被害防止に努めていく。	消費生活センター
						(2) 生活安全対策協議会の開催 (3) 自動通話録音機の貸出 (4) 防災無線による特殊詐欺被害防止の呼びかけ	(2) 2回開催 (3) 360台 (4) 6回	(2) 生活安全対策協議会は2回(5月、2月)実施し、特殊詐欺を始めとした市内の犯罪情勢について情報共有した。 (3) 警察署等と協力し、自動通話録音機を貸与(令和7年度購入台数:360台) (4) 要件に該当する日が少なく、アポ電が多いと分かった時間帯に急に放送体制を整えることができなかったため、実施にいたることはなかった。	犯罪認知件数及び特殊詐欺認知件数についてはほぼ横ばいであるが、被害額は前年より増加した。被害平均年齢が若年化しているため、幅広い年齢層への啓発が今後も求められる。	・生活安全対策協議会2回開催 ・自動通話録音機の360台貸出 ・アポ電が特に多い日に、SNSを活用した特殊詐欺の注意喚起実施	防犯課
						(5) 地域ケア会議への警察・消防職員の参加者 (6) 認知症高齢者ネットワーク会議の開催	(5) 30人 (6) 2回	(5) 地域ケア会議への警察・消防職員の参加者 26人 (6) 1回	実際に発生した詐欺の事例を基に高齢者へどのような対応をしたら良いか等、警察や消防と共有した。	引き続き会議等に参加してもらい事例・対処法等を共有していく。	福祉政策課 高齢者福祉課
			⑤	TOKYO(八王子)エシカルパートナーのネットワークづくり	エシカル消費を日常的に行う社会的ムーブメントを創出し、市民の消費行動の変容を促進するため、東京都(TOKYOエシカルアクションプロジェクト)や市内関連企業・団体との連携強化を図りながら、そのネットワークを活かした情報交換や相互のイベントにおけるエシカル消費に関する啓発を推進することで、エシカル消費を実践するための環境づくりに努めます。	(1) TOKYOエシカルパートナー数 (市内事業者・団体等)	(1) 10団体	TOKYOエシカルパートナー数 2団体 (kitokito、まちの駅八王子CHITOSEYA)	消費生活フェスティバルへの出展や広報特集ページに掲載することで、エシカルパートナーの取組を来場者に周知することができた。	イベントやエシカルパートナーミーティング等を通して、共創相手となるエシカルパートナーの拡充を図る。	消費生活センター
			⑥	計量業務を通じての事業者との連携	「計量業務」の立入りを実施する機会を利用して、事業者への情報提供を積極的に行い、連携の強化を図ります。	(1) 消費生活情報チラシの配布	30部(デジタルへ移行)	消費生活情報チラシの配布 23部	「計量業務」の立入検査の機会を利用し、事業者への効果的な情報提供を行うことができた。	紙ベースでのチラシ配布を継続しつつ、デジタルでの情報提供の手法について検討していく。	消費生活センター

重要施策と施策の方向			N O	事業名	新計画(第3期)の「事業内容」	活動指標	目標 (2028年度)	令和7年度の実績 (左記に対する進捗状況)	自 己 評 価 (効果・期待)	令和8年度の取り組み予定 (内容・時期)	担当課
重要施策1消費生活環境の整備	2安全・安心な消費環境づくり	(1)生活者を取巻く消費環境の保全	①	商店街の振興	地域での買い物の環境が充実することで、商店街が地域コミュニティの核としての役割を果たし、互いに顔の見える安心できる消費生活の環境が促進できるよう、地域商店街の活性化を推進します。	(1) はばたけ商店街事業補助金交付件数	・イベント事業 50件 ・活性化事業 7件	補助金交付件数 ・イベント事業 51件 ・活性化事業 4件	市や東京都による商店街向けの補助金を市窓口で案内したり、商店会が主催するイベントの実施を支援することにより商店会の存在をPRできた。	引き続き、商店会のイベントや設備整備にかかる費用の一部を補助することで、商店会のPRや継続を支援する。	産業振興推進課
			②	食の安全	食品衛生法に基づく必要な食品検査を実施し、食の安全確保に取り組みます。また、市民や事業者に対する講習会や講座、広報などを通して食の安全・安心に関する知識と理解の促進を図ります。	(1) 食品検査 (2) 事業者向け講習会	(1) 170検体(衛生管理指標の見直しにより) (2) 12回開催	(1) 市内で製造及び流通する食品検査 115検体 (2) 事業者向け講習会 30回開催 4月から3月まで開催	(1) 市内で製造及び流通する食品について検査を実施し、安全確保に努めるとともに、結果を市民に公表し、安全安心の推進に寄与することが出来た。 (2) 事業者向け講習会を開催し、食の安全・安心に関する情報提供を行うことが出来た。	(1) 食品検査(随時) (2) 事業者向け講習会(毎月) ・実務者講習会(2回、7・11月)	生活衛生課
			③	住まいの相談	住まいの安全を確保するために、木造住宅の耐震診断、増改築や修繕などの住まいのなんでも相談会を実施します。空き家問題を発生させないよう地域の実情に詳しい不動産を中心とした各種専門家による住まいの流通や管理、継承といった空き家ワンストップ相談窓口「住まいの活用相談所(略称：住まカツ)」を設け、地域の安全・安心な住環境の維持を図ります。	(1) 「住まいのなんでも相談会」相談件数 (2) 「住まいの活用相談所」相談件数	(1) 60件以上 (2) 24件以上	市民が安心して住宅のリフォームに関する相談や、自宅や実家を空き家にしないための活用方法(相続・売却・賃貸等)に関する相談ができるよう、市内の施工業者団体による「住まいのなんでも相談会」及び市内の不動産団体による「住まいの活用相談所」を実施した。 (1) なんでも相談会 96件 ・庁舎市民ロビーにて開催(開催日数:33日) (2) 活用相談所 25件 ・随時相談受付 ・新たに導入した民間企業によるWebサービスを活用した周知啓発を実施	市の事業として実施することで、市民が安心して住宅に関する相談をすることができています。	昨年度と同様に実施する予定。引き続き周知啓発を行い、相談件数の増加を図る。	住宅政策課
			④	家庭ごみの適正な処理	ごみの分別・減量・資源化を行い、循環型都市を推進します。	家庭から排出されるごみの適正な分別方法を継続的に周知する。 また、各イベント等で適正な分別方法を周知する。	市HPによる3Rを意識したごみ分別方法の周知の充実	・市HP、ごみ分別アプリ、SNS等による啓発 ・出前講座で参加者に啓発 ・各種イベントに出展し、来場者に啓発 ・南口総合事務所で転入者向けに啓発	イベント等を通じて、参加者に適正な排出を促し理解された。	・市HP、ごみ分別アプリ、SNS等による啓発(通年) ・出前講座、各種イベント等で啓発(通年) ・南口総合事務所で転入者向けに啓発(3月)	ごみ総合相談センター
			⑤	製品や粗大ごみの適正な処分や違法回収業者への指導	家庭から出た製品や粗大ごみなどの廃棄物の適正な処理を周知するほか、違法な回収業者への指導などを行い、不法投棄や不適正な処分による環境破壊を防止します。	不用品回収業者への指導及び市民への違法な業者を利用しないためのチラシ配付等で周知、啓発を行う。	通報を受けた時にパトロールを随時行う。 併せて市民への周知を行うことによる市民からの問合せの増加、違法な回収業者の利用事例の減少。	・市民から相談のあった不用品回収業者に対し、関係法令を踏まえ、違法な不用品回収を行わないよう適宜指導を行った。 ・また、不法投棄及び不適正処理の防止を目的としたPR用デザインの募集を実施し、入賞作品について表彰を行うなど、市民参加型の取組を通じて周知・啓発を推進し、市民の意識向上と機運醸成を図った。	不用品回収業者への指導及びPRデザイン募集・表彰を通じ、違法回収及び不法投棄防止に向け、事例及び問合せ件数の減少等、一定の成果が得られた。	引き続き、不用品回収業者への指導や市民への周知・啓発の充実を図る必要がある。PR用デザインの入賞作品についてはデジタルサイネージにて放映するなど、不法投棄及び不適正処理防止に関する周知・啓発を実施する。また、市民からの相談等を踏まえ、不用品回収業者に対する関係法令に基づく指導については引き続き実施し、違法な不用品回収の未然防止を図る。	廃棄物対策課
			⑥	災害情報・対策の発信	市民が適切な防災行動がとれるよう、自然災害時に備えて作成した八王子市総合防災ガイドブックを災害対策の一助として周知します。	(1) 防災に関する出前講座数	(1) 40件	出前講座数 21回実施 「災害に備えて安全対策を」	目標値には届いていないが、出前講座を通じて、市民への防災対策の普及啓発を図ることができた。	引き続き、出前講座の実施に努める。	防災課
	(2)適正な表示・適正な取引の実現		①	商品の表示に関する検査・指導、消費生活に関する啓発	製品安全4法及び家庭用品品質表示法に基づく立入検査と、必要に応じて表示の指導を行います。立入時には事業者へ消費生活に関する啓発として、表示に関する冊子の配付や販売時の法的責務の再確認などを行います。	(1) 立入事業者件数	(1) 2件	検査計画に基づき、11月にJR八王子駅を起点に東西地域の検査を実施した。 検査件数 2件 製品安全4法、家庭用品品質表示 ・電気用品:2店舗(9機種) ・ガス用品:1店舗(2機種) ・液化石油ガス器具:1店舗(2機種) ・消費生活用製品:2店舗(5機種) ・家庭用品:2店舗(20品目)	商品表示の立入検査実施時に、事業者に対しPSマークの説明を行うなど、販売時における法的責務の再確認を実施したことにより商品表示に対する認識の向上を図ることができた。	2件(11月)	消費生活センター
			②	適正な計量に関する検査・指導、計量制度の啓発	計量法に基づく「はかり」の定期検査、商品量目立入検査を行うとともに、計量制度の周知啓発を行い、事業者と一体となった正確な計量の実施に努めます。	(1) 定期検査戸数 (2) 商品量目立入検査数 (3) 計量制度周知	(1) 410件 (2) 150件 (3) 150件	(1) 定期検査戸数 646件 (2) 商品量目立入検査数 23件 (3) 計量制度周知 646件	事業者が取引に使用する「はかり」の定期検査や、商品が正確な計量のもと販売されているかの立入検査を行い、適正な計量の維持がなされることで消費者の公正・公平で安心できる消費生活環境の確保が図られた。	(1) 390件(4～8月) (2) 12件(6～8月、10～12月) (3) 390件(4～8月)	消費生活センター

重要施策と施策の方向			N O	事業名	新計画(第3期)の「事業内容」	活動指標	目標 (2028年度)	令和7年度の実績 (左記に対する進捗状況)	自 己 評 価 (効果・期待)	令和8年度の取り組み予定 (内容・時期)	担当課
重要 施策 1消費生活環境の整備	3SDGsの達成に向けたエシカル消費の環境づくり	(1)エシカル消費活動に関する事業者や地域の有機的な連携支援	①	農産物などの地産地消	安全・安心な農産物の提供と地産地消の推進により、新鮮で安全な農産物の生産・供給を進めるため、環境保全型農業の推進や、道の駅八王子滝山の活用、JA八王子と連携した農産物直売所マップの作成により、農産物などの地産地消を推進します。	(1) 認定農業者数 (2) 道の駅八王子滝山の来場者数 (3) 道の駅八王子滝山の自主事業売上額	(1) 現状維持 (2) 796千人 (3) 3.7億円	(1) 認定農業者数 108経営体 (2) 来場者数 862千人 (3) 自主事業売上額 4.5億円	環境保全型農業の推進や、道の駅八王子滝山の来場者数の増加により、地場産農産物の地産地消につながっている。	道の駅八王子滝山農産物直売所による地場産農産物の販売促進のため、JA八王子と連携して農産物直売所マップを作成し、HP等で周知を図った。	農林課
			②	製造業者へのSDGs促進支援	八王子市ものづくり企業地域共生推進助成金制度により、地域における周辺との調和を図るため、機器の更新や工場の改修などの操業環境改善事業を行う事業者等に対し、費用の助成を行います。これにより、騒音や振動、臭い等を軽減し、市内の工場周辺の環境が改善され、SDGsの目標達成に貢献します。	(1) 八王子市ものづくり企業地域共生推進助成金交付件数	(1) 3件	交付件数 3件	工場について、周辺の住環境に配慮した機器の更新等を助成することで、環境的影響を低減するとともに、当該地での工場の操業継続に寄与した。	引き続き、工場の環境配慮事業を助成し、市内での長期操業がしやすい制度として継続する。	産業振興推進課
			③	食品ロス削減に向けた事業者応援	食品ロス削減に賛同する「完食応援店」と協力して食品ロスを啓発するとともに食料品販売店・飲食店から発生する食品ロスと、消費者の需要をウェブ上でマッチングするフードシェアリングサービス「タバスケHachioji」を活用し、食品ロス削減の促進を図ります。 また店舗での食料品の販売で、「手前どり」を勧奨するステッカーを事業者に配布し、市民の食品ロス削減に向けたアクションを促します。	(1) 完食応援店数	(1) 350店	完食応援店数 320店 ・フードシェアリングサービス「タバスケHachioji」での食品ロス削減量:1,055kg ・手前どりPOP配布部数:2,790部	「完食応援店」や「タバスケHachioji」の登録店と協力し、食品ロス削減を啓発を行うとともに、食料品販売店・飲食店から発生する食品ロス削減を図った。また、店舗における食料品の販売の場面で「手前どり」を勧奨するステッカーを事業者に配布し、市民の食品ロス削減に向けた行動の促進を図った。	「完食応援店」や「タバスケHachioji」の登録店との連携を継続・強化し、10月の食品ロス削減月間をはじめとした機会を捉え、食品ロス削減の一層の推進を図る。また、店舗における「手前どり」の取組について、ステッカー掲示先の拡大を図り、市民の食品ロス削減に向けた意識の変化や行動変容につなげる。	ごみ減量対策課 → 資源循環課 (組織改正)
			④	フードバンク団体応援	家庭や企業にある余剰の食品や流通に乗らなかった食品を様々な機会に応じて受入れることで、食品ロスを減らすとともに、必要としている個人や団体へ届けているフードバンク団体へ受け渡しをします。また、地域のコミュニティ活動支援につながるようフードバンク団体の活動を周知します。	(1) フードドライブ実施	(1) 3回	(1) フードドライブ実施 2回 ・東京都消費者月間地域企画八王子会場 1回 ・第59回八王子市消費生活フェスティバル 1回 資源循環課からの依頼に応え、常設型のフードドライブ受付ボックスを設置した。	東京都と連携した企画講演会や多くの来場者が見込まれる消費生活フェスティバルを通して、食品ロス削減の意識啓発と寄付受付の機会確保ができた。また、関係所管と連携して気軽に寄付できる環境整備と食品ロス削減に寄与した。	引き続き、食料寄付への協力を広く周知しながら、食品ロス削減の趣旨に沿うイベントや講座の際に活用を図っていく。	消費生活センター
						(2) 企業からの寄付等で受け入れた食品をフードバンク団体へ提供する。 (3) フードバンク団体での支援が必要な方には団体の活動を周知する。	(2) (3)活動の継続	(2) 企業等から寄附された食料をフードバンク団体へ提供し、食料を必要とする方への支援に繋がった。 (3) 市の窓口で相談者が食料を必要とした場合に、フードバンク団体を紹介し連携して食料支援を実施した。	企業等からの食料寄付を受入れフードバンク団体へ提供することでエシカル消費を進めるとともに、食料を必要とする方へ支援を届けることができる。	引き続き、企業等から寄附の申出があった場合にフードバンク団体に繋げるとともに、補助金を活用してフードバンク団体を支援することで生活に困窮している方に支援を届ける。	生活自立支援課
						(4) フードバンク団体の活動周知	(4) イベントでの周知、広報特集号「ごみゼロ通信」での紹介	(4) イベントでの周知、広報特集号「ごみゼロ通信」での紹介 (4) ・食品回収量の確保と庁内関連所管との連携強化を目的に、市施設におけるフードドライブの窓口を拡大し、新たに消費生活センターを窓口として追加した。(計4か所) ・市施設を窓口にてフードドライブを実施し、フードバンク団体に食品を提供した(216kg)。 ・フードドライブについて、市ホームページ、SNS及びごみカレンダーアプリで周知を行った。	フードバンク団体や庁内関連所管と連携したフードドライブの実施及び周知を行い、食品ロス削減に貢献した。	市施設の窓口における食品回収量を確保するため、フードバンク団体の活動やフードドライブについて市ホームページ、SNS及びごみカレンダーアプリ等を活用した周知を行う。	ごみ減量対策課 → 資源循環課 (組織改正)
			⑤	まちなか交流・活動拠点の運営	まちなか交流・活動拠点「まちの駅八王子 CHITOSEYA(ちとせや)」は、八王子の生産者・地場産業などを紹介し、世代を超えた出会いとつながりを生み出す、暮らしづくりの拠点です。 エシカル消費につながる食品・加工品・生活雑貨の販売やくらしを豊かにするイベント・ワークショップの開催、寄贈本を配架した「まちライブラリー」の運営など、「まち・ひと・もの」が結びつき、楽しみながら地域と環境を思いやることのできる暮らしを提案していきます。	(1) 年間利用者数	(1) 22,700人	年間利用者数 18,597人	昨年度と比較し、関連事業者と連携したイベントを増やしたが、来館者の増加にはつながらなかった。	・地域事業者の活躍する場を支援する取組として、シェアキッチン事業を開始予定。 ・引き続き、アップサイクルを推進している事業を支援予定。	市街地活性課

重要施策と施策の方向			N O	事業名	新計画(第3期)の「事業内容」	活動指標	目標 (2028年度)	令和7年度の実績 (左記に対する進捗状況)	自 己 評 価 (効果・期待)	令和8年度の取り組み予定 (内容・時期)	担当課
重要施策2 消費者教育の推進	1 消費者市民を育む学習支援・啓発	(1) ライフステージに応じた学習支援・啓発	①	幼児・保護者への消費者教育	幼稚園・保育所での日々の生活の中で、できるだけ早い時期から幼児とその保護者が、自らの安全を守る知識を身に付けることができるよう消費生活情報を提供します。	(1) 子どもの商品事故情報の提供	発生状況に応じて随時提供	・国民生活センターで発行する「子ども・若者サポート情報」を、子育て施策関連所管を通し周知した。(12件) ・国や東京都からの事故防止等の通知を幼稚園・保育所へ通知し、注意喚起をした。	庁内横断的な連携により、事案に関連する情報をスピーディーに対象の市民へ情報提供することができた。	引き続き、関係所管と連携したタイムリーな発信に努めていく。	消費生活センター 子どもの教育・保育推進課→教育保育・発達支援課(組織改正)
			②	義務教育における消費者教育	小さい頃から消費に対する関心を高めていくために、義務教育において学習指導要領などに基づき、小・中学生向け消費者教育副読本をデジタルブックにて作成し、学校現場で効果・効率的に活用しながら学齢に応じた消費者教育を進めます。	(1) 小学生向け副読本の更新 (2) 中学生向け副読本の更新	(1)(2)デジタル化・動画配信	(1) 令和8年度版小学生向け消費者教育副読本「わたしたちのくらしと商店の仕事」発行(3月) (2) 令和8年度版中学生向け消費者教育副読本「磨け！消費者力」発行(3月) ・消費生活に関する教育資材として、昨年度に引き続き、デジタルブックとして作成し、学習系ネットワークGoogleドライブや市HPに掲載することで、誰もがいつでも学習できる環境の整備を図った。	副読本の内容について、小・中学校の先生方や担当指導主事と調整し、令和8年度版を発行した。 また、校長会での説明に加え、各学校の担当教員宛に副読本サンプルを送付し、操作方法等を説明したことで、現場での活用促進に寄与した。	引き続き、教育委員会と連携し、副読本をデジタルブックとして作成し、学校現場でより活用しやすい環境づくりに努めていく。	消費生活センター
						(3) 消費者教育副読本を活用した研究授業	(3) 研究授業の実施等を通した副読本活用の促進	(3) デジタル化した副読本を各学校が閲覧できるようオンライン上に格納することで、児童・生徒が効果的・効率的に学習に活用できる環境を整備した。 ・また、研究授業等で活用事例の周知を図った。	1人1台の学習用端末を用いて、必要な時に副読本を閲覧でき、より効果的・効率的な学習が可能となった。	副読本の内容やレイアウト等について、引き続き課題を整理するとともに、その活用をさらに推進するよう啓発に取り組んでいく。	教育指導課
			③	若者(学生)への消費者教育	高校生、大学生といった学生の消費生活トラブルを防止するため、高校及び大学コンソーシアム八王子と協力し、消費生活に関する注意喚起や成年年齢下げに関する被害情報の共有機能を兼ね備えた、消費者教育講座の実施及び学校教職員との意見交換会を実施します。 また、若者の悩みに寄り添う「若者総合相談センター」と連携し、消費生活情報の提供を行います。	(1) 高校への消費者教育講座実施校数 (2) 大学等への消費者教育講師派遣 (3) 高校・大学等教職員との意見交換会	(1) 7校 900人 (2) 6校 3,000人 (3) 1回 15校(高校・大学等)	(1) 講座実施校数 6校 278名 (2) 講師派遣 2校(14回) 1,377名 (3) 意見交換会 1回 9校10名 ・高校23校、大学25校を対象に消費者教育啓発資料を送付した。 ・中学生フィールドワークの受け入れ(1校4名)	成年年齢下げにより学生に対し、学校の実情に応じた消費者教育講座を実施し、消費者被害の未然防止を図ることができた。 新たな実施校である八王子西特別支援学校では東京都と連携し、特別支援学校におけるロールモデルの確立につなげた。	引き続き、学校を対象とした消費者教育講座に注力するとともに、東京都や日本貸金業協会等とも連携し、さらなる消費者教育の充実を目指す。教職員向け意見交換会については、内容の充実を図る。	消費生活センター
						(4) 大学等と本市との連携・協力事業数(件／年間)	(4) 232件	(4) 179件 ①大学等新入生向けの生活便利帳「BIGWEST2025」での情報提供 ・消費生活センター及び東京都消費生活総合センターの紹介記事を掲載し、大学コンソーシアム八王子加盟25大学等に配布した。 ・年1回、18,000部発行 ②新入生ガイダンスでの情報提供 ・「BIGWEST2025」を活用し、八王子市を紹介する際に消費生活センター等の相談窓口について情報提供を行った。 ・新入生ガイダンス実施校：5校 ・参加者数:3940名 ③大学コンソーシアム八王子を活用した情報発信 ・消費生活センターからの依頼に基づき、2件情報配信した。	大学等新入生向けの生活便利帳の発行や、大学等連携部会あてのメール発信等を通し、消費生活に関する情報提供を行うことができた。 また、大学等が開催する新入生ガイダンスに参加し、消費生活に関する掲載内容を含めた八王子市に関する情報提供をより広く行うことができた。	①大学等新入生向けの生活便利帳「BIGWEST2026」での情報提供 ・消費生活センター及び東京都消費生活総合センターの紹介記事を掲載し、大学コンソーシアム八王子加盟25大学等に配布する。 ②新入生ガイダンスでの情報提供 ・「BIGWEST2026」を活用し、八王子市を紹介する際に消費生活センター等の相談窓口について情報提供を行う。 ③大学コンソーシアム八王子を活用した情報発信 ・消費生活センターからの依頼に基づき、大学等へ事業の周知協力を行う。	学園都市文化課
						(5) 若者総合相談センターと消費生活センターの連携による取組	(5) 若者への消費生活情報の啓発	・若者総合相談センターにおいて、消費生活に関する注意喚起チラシを配架した。 ・また、消費生活フェスティバルに参加を希望する当センター利用者グループが、フェスティバルに出展した。	社会的自立に向けて支援を受けている若者に対して、消費生活に関する注意喚起が図れた。	若者総合相談センターにおいて、消費生活に関する注意喚起を行う。	青少年若者課
			④	若者(新社会人)に向けた消費者啓発	中小企業の新入社員に向けての研修等で、若者が狙われやすい悪質商法に関する注意喚起と相談先としての消費生活センターを周知します。	(1) 企業研修での消費者教育の啓発の回数	(1) 1回	(1) 企業研修での消費者啓発 1回	新社会人を対象に、消費生活センターの役割や、若者が遭いやすい消費者トラブルについて周知することができた。	引き続き、新入社員合同研修にて若者が陥りやすい消費者トラブルの周知・啓発を行う。	消費生活センター
						(2) 中小企業新入社員合同研修参の加者数	(2) 60名	(2) 合同研修参の加者数 47名	社会人となって間もない市内企業の新入社員に向けた一定の周知・啓発をすることにより、消費生活センターの窓口や事業についての認知度向上に寄与した。	引き続き、新入社員合同研修にて周知を行う。	産業振興推進課

重要施策と施策の方向			N O	事業名	新計画(第3期)の「事業内容」	活動指標	目標 (2028年度)	令和7年度の実績 (左記に対する進捗状況)	自 己 評 価 (効果・期待)	令和8年度の取り組み予定 (内容・時期)	担当課
重要施策2 消費者教育の推進	1 消費者市民を育む学習支援・啓発	(1) ライフステージに応じた学習支援・啓発	⑤	成人一般市民への消費者啓発	幅広く成人一般市民に対し、生涯学習やリカレント教育を通じて消費者教育に関連した講座を開催します。消費生活情報紙を発行して、啓発・周知を図ります。	(1) 月間講演会の開催・WEB配信 (2) 消費生活講座の開催・WEB配信	(1) 1回 60人 (2) 5回 150人	(1) 1回 54名 月間共催講座「食べ物をもダにしない食品ロス対策」 (2) 3回 109人 ・消費生活講座「環境に優しい”服選び”の新常識」 46名 ・出前寄席「だましの手口！私たちはもうだまされない」 25名 ・出前寄席「はっきり言おう いらないものはいりません」 38名	消費生活フェスティバルをはじめ、あらゆる機会を通じて、消費者トラブルへの注意喚起やエシカル消費の教育・啓発を幅広い市民に向けて実施し、消費者市民社会の実現を推進することができた。	消費者被害防止やエシカル消費の講座を実施し、自らの消費行動が社会へ与える影響を考える機会を提供する。	消費生活センター
						(3) 消費生活に関する講座の実施	(3) 社会状況に応じた開催となる。	(3) 講座の実施 565回 11,149人受講 ・環境 30回 610人 ・食育 17回 297人 ・国際理解 123回 2,091人 ・法 8回 192人 ・金融経済 3回 79人 ・IT・情報(一般) 106回 1,165人 ・SDGs・エシカル消費 0回 0人 ・その他 278回 6,600人	高齢者のトラブルの事例を紹介し、対処方法を紹介することができた。また、当事者の目線だけではなく、見守り側の気づきポイントについても情報提供することができた。	悪質商法や消費者トラブルについての講座と、高齢者を消費者被害から守るための見守りに関する講座の2つを開設し、年間を通じて申し込みを受け付け、随時講座を開催していく。	学習支援課
			⑥	高齢者への効果的な情報提供	消費者トラブルに遭うリスクの高い高齢者に日頃から関わっている関連団体に対し、出前講座や高齢者見守り講座を実施し、情報提供を行います。 高齢者あんしん相談センターや民生委員児童委員協議会、はちまるサポート(八王子まるごとサポートセンター)などの関係団体と連携し、情報共有しながら在宅高齢者や障害のある方の消費者被害防止に努めます。 また、デジタル技術に不慣れな高齢者に向けて、日常的にデジタル技術が活用できるようになるための講座を開催し、一人でも多くの方が苦手意識を克服し、便利なツールとして活用することで、様々な交流や支え合いを可能とします。	(1) 出前講座(高齢者)の実施 (2) 見守り講座の実施 (3) 民生委員児童委員協議会、はちまるサポートへの出前講座・見守り講座のPR	(1) 6回 110人 (2) 見守り手となる受講者を多方面に広げ、効果的な講座の実施。 (3) 各団体への出前講座・見守り講座の継続的なPR実施	(1) (2)出前講座 14回 373名 地域ケア会議 3回 51名 (3) ・民生委員の定例会等で情報提供を実施した。 ・消費生活センターと連携し、民生委員の定例会で出前講座などを受講し知識の向上に努めた。また、注意の必要な情報について、消費生活センターから提供をうけ、全民生員やはちまるサポートへ一斉メールで情報共有を行なった。	・出前講座を通じ、消費者トラブルの被害に遭うおそれのある高齢者や、日常的に高齢者と関わる関係団体に対し、啓発および情報提供を行うことができた。 ・定例会や出前講座の情報をもとに、民生委員によって数件の消費トラブルを未然に防ぐこと	高齢者あんしん相談センター等関連機関とも連携をとり、講座を通して消費者被害防止に取り組んでいく。 引き続き消費生活センター等関係団体と連携し、高齢者に情報提供できるよう知識の向上に努める。	消費生活センター 福祉政策課
						(4) 高齢者あんしん相談センターにおける消費者被害相談件数	(4) 180件	(4) 相談件数 209件	日々の相談業務の中で、消費者被害の相談を受けた際には、警察や消費生活センター等各関係所管への情報提供を行う等適切な連携を行った。また、防犯課が作成した詐欺被害被害防止啓発のためのチラシを全包括へ配布した。	消費者被害の相談を受けた場合は、適切な相談場所との連携を引き続き行う。	高齢者福祉課
						(5) デジタル技術活用に関する高齢者向けの講座の実施	(5) 高齢者向けのデジタル技術活用に関する講座を計35回実施する。	(5) 講座の実施 46講座開催 延べ1,050名受講 ・デジタル技術活用に関する生涯学習センター主催 講座	日常的にデジタル技術を活用する機会も増え、身近な講座として高齢者の関心も高く応募数も多い。基本的な使い方に加え、ステップアップのための講座も実施した。	高齢者のニーズも高いパソコンやスマートフォンなどのデジタル技術活用に関する講座を実施していく。	学習支援課
						(6) デジタルデバйд対策教室等の受講者及び相談会等の参加者	(6) 身近な場所で支援を受けられる仕組みを構築	(6) デジタルデバйд対策教室等の開催 124回 ・スマホ相談会:60回 ・スマホ体験会:64回	身近な場所で支援を受けられるよう、各市民センター(計12か所)及び駅前施設(2か所)で実施した。	引き続き、同様に実施予定。	デジタル推進課
			⑦	障害者への効果的な情報提供	消費生活センターが開催する講座の募集時に要約筆記・手話通訳ありの募集を行うことで、障害者のある方が参加しやすい講座の開催に配慮します。 また、国や都などから消費生活に関する情報提供があった場合は、指定障害福祉サービス事業所等に周知するとともに、支援者に向けた研修を実施することで、障害者の自立に寄与し、合理的な消費活動につなげていきます。	(1) 講座での障害のある方への対応	(1) 一定規模の講座開催において障害のある方に配慮した体制を整える。	(1) 月間講演会募集の際、障害のある方への合理的配慮の一環として事前予約制による手話通訳を準備し、参加機会の確保に努めた。なお、利用申込みはなかった。	手話通訳を取り入れることで、聴覚に障害のある方の講座参加におけるコミュニケーション上の障壁を軽減し、誰もが参加しやすい環境づくりにつながった。	障害のある方への合理的配慮の一環として手話通訳等の受入体制を継続するとともに、イベントの規模や内容、通訳ボランティアの方々の負担を考慮しながら、多様な参加者が安心して参加できる環境づくりと、障害のある方にも開かれたイベント運営を推進していく。	消費生活センター
						(2) 事業者向け研修実施回数	(2) 5回	(2) 研修実施回数 2回 ・日中活動系事業所や共同生活援助事業所等の合同開催により、事業者に対する研修会を開催し、障害者の自己決定権の向上に努めた。 ・令和7年度において、国や都から、障害者に特化した消費生活に関する情報提供はなかった。なお、本市より国(消費者庁)へ消費者事故(共同生活援助における死亡事故)に関する報告を1件行った。	事業者に対する研修を実施し、障害当事者の意思決定が尊重され、安心した消費生活が送れるよう、支援者のスキルアップを図る。	国や都などから消費生活に関する情報提供があった場合は、引き続き指定障害福祉サービス事業所等に周知するとともに、支援者に向けた研修を実施することで、障害者の自立に寄与し、合理的な消費活動につなげていきます。	障害者福祉課

重要施策と施策の方向			N O	事業名	新計画(第3期)の「事業内容」	活動指標	目標 (2028年度)	令和7年度の実績 (左記に対する進捗状況)	自 己 評 価 (効果・期待)	令和8年度の取り組み予定 (内容・時期)	担当課
重要施策2 消費者教育の推進	1 消費者市民を育む学習支援・啓発	(1) ライフステージに応じた学習支援・啓発	⑧	外国人市民を対象とした情報提供		(1) 外国人の相談	(1) 実施方針に基づいた外国人市民への相談対応	(1) 消費生活センターの相談窓口について、在留外国人に対して広報周知をするため、多文化共生担当が発行する外国人向け情報誌『Ginkgo』への掲載依頼を行った。 また、消費生活相談において外国人市民が来られた際は、多言語で対応可能な東京都の相談窓口を案内するなど消費者被害救済につなげている。	外国人向け情報誌『Ginkgo』の令和8年4月号に消費生活センターの相談窓口に関する情報を掲載されることとなった。 外国人市民に対して多言語で注意喚起することで消費者被害救済に役立つことが期待される。	引き続き、関係機関及び関連所管と連携し、必要に応じて外国人向け消費者教育・啓発に取り組んでいく。	消費生活センター
					外国人市民が消費者トラブルに遭った場合の相談先としての消費生活センターの周知や、消費者トラブルに関する注意喚起情報の発信を、多言語に対応した市ホームページへの掲載や外国人向け情報誌等により実施していきます。	(2) 外国人へ情報提供の回数	(2) 年2回	(2) 「在住外国人サポートデスク」において、生活相談や専門家(弁護士・行政書士)による外国人個別相談を実施した。 ・在住外国人サポートデスク:月～土曜日 午前10時～午後5時 相談件数 799件 ・専門家による外国人個別相談:行政書士 年9回 弁護士 0回	「在住外国人サポートデスク」における生活相談や専門家(弁護士・行政書士)による外国人個別相談を行い、外国人市民が消費者トラブルに巻き込まれた際に相談できるよう相談窓口の体制を整えることができた。	「在住外国人サポートデスク」で外国人からの相談を受ける体制を整えるとともに、必要に応じて、外国人向け情報誌『Ginkgo』などで、消費生活相談に関する啓発に努める。	多文化共生推進課→学園都市文化課 多文化共生担当(組織改正)
			⑨	地域活動団体等への学習支援	消費生活に関する学習の機会を広げて消費者トラブルを未然に防ぐため、各団体の意向に沿った内容の出前講座を開催することで、市民の生涯学習意識の向上と、消費者行政に対する理解の向上を図ります。	(1) 出前講座の実施	(1) 12回 240人	出前講座 14回 373名	依頼者の意向・要望に沿った講座を実施したことで、効果的に消費者被害防止の知識を普及啓発することができた。	高齢者あんしん相談センター等関連機関とも連携をとり、講座を通して消費者被害防止に取り組んでいく	消費生活センター
	(2) 効果的な啓発・情報の提供		⑩	事業者への啓発	立入検査などの事業者訪問をする際に、市内で起きている消費者トラブルについて情報提供するとともに、消費者の相談先としての消費生活センターの周知について協力を依頼する。	(1) 計量(定期検査受検者数) (2) 製品安全4法及び家庭用品品質表示法(立入事業者数)	(1) 408 事業者 (2) 2 事業者	(1) 定期検査受験者数 646 事業者 (2) 立入事業者数 2事業者	立入検査で事業者訪問する機会を活用して、消費者トラブルの情報提供を行うことで、事業者への周知・啓発を効率的に進めることができた。	① 390 事業 (4～8月) ② 2 事業者 (11月)	消費生活センター
			①	専門講座	東京都などと連携し、消費者教育に関する専門的な講座を開催し、市民の消費行動への関心や意識醸成を図ります。	(1) 東京都消費者月間講演会八王子会場・WEB配信 (2) 東京都共催講座・WEB配信	(1) 1回(市民の利便性を考慮した会場等の決定)・WEB配信 (2) 1回 30人・WEB配信	(1)月間講演会 1回 54名 共催講座「食べ物やムダにしない食品ロス対策」 (2)東京都共催講座 1回 46名 「環境に優しい”服選び”の新常識」	日常生活における食品ロス削減や環境に配慮した消費行動に加え、新たにファッションロスの観点からも、消費行動への意識向上を図ることができた。	引き続き、消費者被害の防止やエシカル消費に関する講座を実施し、自らの消費行動が社会に与える影響について考える機会を提供する	消費生活センター
			②	出前講座	消費者トラブルを回避するために出前講座などを開催し、消費生活に関する啓発を図ります。	(1) 出前講座の実施	(1) 12回 240人	出前講座 14回 373名	講師が依頼者の意向を聞き取り、要望に沿った講座を実施したことで、効果的に消費者被害防止の知識の普及啓発ができた。	高齢者あんしん相談センター等関連機関とも連携をとり、講座を通して消費者被害防止に取り組んでいく	消費生活センター
			③	消費生活情報の発信	消費者トラブルの未然防止や消費生活センターの認知度向上のため、消費生活情報紙を定期的に発行して、市民に消費生活に関する情報を発信します。	(1) 消費生活ニュースの発行 (2) くらしのレポートの発行 (3) 広報掲載	発信回数の増	(1) 消費生活ニュースの発行 年7回発行 (2) くらしのレポートの発行 年3回発行 (3) 広報特集記事掲載 年1回 毎月法律相談情報に加え、9月の「高齢者悪質商法被害防止キャンペーン月間」に合わせ、悪質商法被害防止にかかる特集記事(ページ)を掲載し、注意喚起及び啓発を行った。	社会問題となっている消費者被害などを題材に、消費生活ニュースを発行し啓発効果を高めた。	広報はちおうじの特集記事による情報発信を引き続き行う。さらに令和8年度は広報はちおうじの紙面に新設された「生活あんしん通信」を活用して消費生活被害に関する情報発信を行う。	消費生活センター
			④	各種イベントでの啓発	消費生活フェスティバル、環境フェスティバル、生涯学習フェスティバルなどの様々なイベントの機会を活用し、消費生活啓発推進委員会、消費者団体連絡会等と連携して啓発活動を実施します。	(1) 消費生活フェスティバル参加者 (2) 環境フェスティバル(資料配布人数) (3) 生涯学習フェスティバルでのセンター来場者数 (4) あきんど祭り(資料配布数)	(1) 500人 (2) 300人 (3) 100人 (4) 2000部	(1)消費生活フェスティバル参加者 338人 (2)環境フェスティバル 500人 (3)－ 参加見送り (4)－ 参加見送り ・夏休み親子講座 11組 22名「ミルクを变身	消費生活フェスティバルの当日は降雪の影響があったものの、一定の参加人数を確保できた。各種イベントを通じて消費生活に関する理解の促進につながった。	引き続き、各種イベントの機会を活用し、デジタルツールの利用や啓発方法を工夫して、効果的に周知・啓発を行っていく。	消費生活センター
			⑤	民間施設への啓発資料の配備	デジタルでの情報収集が難しい高齢者にも消費生活情報が適切に行き渡るよう、民間施設に対してチラシを配架するなど、工夫して情報発信を行います。	(1) 民間と連携した情報発信	多様なチャネルによる発信の増	スーパーマーケットや駅構内など多様な場所に加え、ケイハチクリスマスマーケット等の機会を通じて、消費生活トラブルやエシカル消費に関する情報発信を行った。	あらゆる機会を通じて、消費者トラブルへの注意喚起やエシカル消費の啓発等を多くの市民に向けて行うことで消費者市民社会の実現を進めることができた。	引き続き、公共施設以外の民間施設に掲示、配付を依頼する。	消費生活センター

重要施策と施策の方向			N O	事業名	新計画(第3期)の「事業内容」	活動指標	目標 (2028年度)	令和7年度の実績 (左記に対する進捗状況)	自 己 評 価 (効果・期待)	令和8年度の取り組み予定 (内容・時期)	担当課
重要施策2 消費者教育の推進	1 消費者市民を育む学習支援・啓発	(3) SDGs・エシカル消費に関する認知度向上	①	食育の推進	第3期八王子市食育推進計画では、第2期計画に掲げた食育についての取組を、より多くの市民や市民活動団体、民間事業者等に実践してもらうことを目指します。生産者から消費までの食の循環への体験等を通して理解を深め、食品ロスの削減にもつなげていきます。	(1)「健康フェスタ・食育フェスタ」参加者 (2)「食育イベント」参加者 (3)「健康フェスタ・食育フェスタ」及び「食育イベント」参加により、「意識が高まった」と回答した参加者の割合	(1) 増加 (2) 増加 (3) 100%	(1)「健康フェスタ・食育フェスタ」参加者19,463名 協賛企業:20社、学校:1校、参加団体56団体(協賛企業:20社、学校:1校を含む) (2)「食育イベント」参加 実施していない (3)「意識が高まった」と回答した割合 98%	参加無料のフェスタであるため、気軽に来場しやすく、健康・食育にあまり興味関心がない層に向けて情報発信を行うことができた。	(1) 東京たま未来メッセにて健康フェスタ・食育フェスタを実施予定(令和8年5月17日) (2) 食育イベントについては、実施を検討中。	保健総務課→健康づくり推進課(組織改正)
			②	小・中学校における食育	市立小・中学校全校で食に関する指導の全体計画・年間指導計画の実践・深化を図るため、今後も各教科及び給食時間を通じた食育を推進します。 また、地場の食材や郷土料理を取り入れ、八王子の歴史や文化に触れる機会を設けることで、郷土愛や感謝の心を育み、八王子の魅力を発見できるように取り組んでいきます。 さらに、SDGsやエシカル消費につながる地産地消や食品ロス削減について、給食センターを活用した食品加工や「もったいない」の取組を実施するとともに、給食を通じて子どもたちや保護者に啓発します。	(1)「もったいない大作戦」ウィーク期間中に残菜量が減少した学校の割合	(1) 90%以上	活動指標実績 92.0% ・環境教育の一環として、「環境と食」をテーマとしたSDGsの情報に特化した食育メモを月1回作成し、給食時間に子どもたちに伝える取組を行った。また、10月の食品ロス削減月間には、「もったいない」をテーマに各学級で目標を立てて取組む「もったいない大作戦」ウィークを実施した。また、大学と連携し、食品ロス削減やプラスチック削減の重要性に関する普及啓発を行った。 ・文化庁100年フードに認定された「かてめし」や「桑都焼き」などのふるさと料理や、八王子にゆかりのある食材を使用した料理を給食で提供し、八王子の歴史文化を伝える食育を展開することで、郷土愛や感謝の心を育み、八王子の魅力を再発見できる機会になるように取り組んだ。 ・地場野菜の令和7年度の使用率は41.2%であった。野菜以外にブルーベリー、パッションフルーツ、米粉、柚子、桑の葉などの地場農産物を給食で提供した。また、給食がない三期休業中に収穫できる地場農産物(パッションフルーツ、山ぶどう)を給食センターや小学校の給食室で加工し、給食で活用した。 ・給食を通じて八王子の文化や魅力を子ども達に伝えることができた。また、八王子と姉妹都市との歴史的つながりや、地場農産物の提供を行い、年間を通じて計画的に食育を推進することができた。 ・地場野菜の使用率について、以前国の施策で目標値とされていた30%以上を継続することができた。統一献立以外でも、積極的に地場野菜を取り入れて子どもたちに提供した。	・「もったいない大作戦」では、残菜量が減少した学校の割合が目標の90%に到達した。今後も継続して取り組んでいきたい。また、新たな取組として、大学と連携し、食品ロス削減やプラスチック削減について子どもたちに啓発を図ることができた。 ・給食を通じて八王子の文化や魅力を子ども達に伝えることができた。また、八王子と姉妹都市との歴史的つながりや、地場農産物の提供を行い、年間を通じて計画的に食育を推進することができた。 ・地場野菜の使用率について、以前国の施策で目標値とされていた30%以上を継続することができた。統一献立以外でも、積極的に地場野菜を取り入れて子どもたちに提供した。	・引き続き、環境教育の一環として、「環境と食」をテーマとしたSDGsの情報に特化した食育メモを月1回作成し、給食時間に子どもたちに伝える取組を行う。また、10月の食品ロス削減月間には、「もったいない」をテーマに各学級で目標を立てて取組む「もったいない大作戦」ウィークを実施する。さらに、環境フェスティバルに出展し、SDGsやエシカル消費につながる取組について普及啓発を行う。 ・文化庁100年フードに認定された「かてめし」や「桑都焼き」などのふるさと料理や、八王子にゆかりのある食材を使用した料理を引き続き給食で提供し、八王子の歴史文化を伝える食育を展開することで、郷土愛や感謝の心を育み、八王子の魅力を再発見できる機会になるように取り組む。 ・地場野菜の使用率について、30%以上を維持できるよう積極的に地場野菜を取り入れる。また、給食がない三期休業中等に収穫できる地場農産物(パッションフルーツ、山ぶどう)を給食センターや小学校の給食室で加工し、給食で活用する。	学校給食課
			③	環境学習の推進	環境フェスティバルや戸吹クリーンフェスタなど、様々な環境学習・啓発活動の拡充を図るとともに、啓発を目的とする各種イベントに参加していきます。 また、職場体験の受け入れを行います。 さらに、生ごみの減量・資源化を推進するため、広報特集号「ごみゼロ通信」やSNS、市内イベントなどを通して食品ロス削減の促進やダンボールコンポストの普及拡大を行います。	(1) 八王子環境フェスティバルを年1回開催する。	① 年1回開催	(1) 環境フェスティバル 6月15日に開催し、延べ約14,000人が来場した。 ・各出展ブースが目指すSDGsゴールのロゴを掲示し、来場者にPRを行った	子どもたちを中心に、体験等を通じて環境について学んでもらうことができた。 参加者の意識改革、環境配慮行動につながることを期待する。	6月14日に環境フェスティバルを開催する。	環境政策課→環境学習推進課(組織改正)
						(2) 広報特集号「ごみゼロ通信」の発行	(2) 1回	(2) 0回 ・フラワーフェスティバル由木(4/26・4/27)、健康フェスタ・食育フェスタ(5/18)、環境フェスティバル(6/15)、イトーヨーカドー南大沢イベント(8/2)、はっちこキッチンフェスタ(10/4・10/18・11/8・11/22・11/29)、戸吹クリーンフェスタ(10/26)、あったかホールまつり(11/2)、消費生活フェスティバル(2/7)等のイベントへ出展し、ごみ減量・資源化、食品ロス削減について啓発を実施した。 ・図書館等での展示を通し、ごみ減量・資源化、食品ロス削減について啓発を実施した。 ・八王子市立第四中学校の職場体験の受け入れを行い、資源循環に関わる取り組みについて説明を行ったほか、事務作業やごみ・資源物の選別体験をしてもらった。 ・広報特集号廃止の影響を受け、「ごみゼロ通信」の発行は0回となったが、広報本紙にごみ減量・資源化、食品ロス削減について特集記事を掲載し、啓発を実施した。 ・市ホームページ、SNS及びごみカレンダーアプリを活用した啓発を実施した。	市内各種イベントへの出展、広報特集記事の掲載、市ホームページ、SNS及びごみカレンダーアプリ等の多様な媒体を活用し、幅広い世代を対象に効果的な情報発信に努めることで、ごみ減量・資源化の促進、食品ロス削減の推進を図った。	市内各種イベント、広報特集記事、市ホームページ、SNS及びごみカレンダーアプリ等の多様な媒体を活用し、幅広い世代を対象に効果的な情報発信に努めることで、ごみ減量・資源化の促進、食品ロス削減の推進を図る。	ごみ減量対策課→資源循環課(組織改正)
						(3) 職場体験の受け入れ (4) 戸吹クリーンフェスタの開催 (5) 啓発を目的とする各種イベントへの参加	継続実施し、更なる啓発を進める	(3) 職場体験の受け入れ 3校(浅川中、川口中、第4中) 9人 清掃工場での職場体験を実施。施設見学や実務体験を通じて、ごみ処理の仕組みやリサイクルの重要性について理解を深める機会を提供した。 (4) 戸吹クリーンフェスタの開催 約1,200人 来場 地元企業・町会・地域関連所管が一体となったイベントを実施し、ごみの減量・リサイクルを推進するため、啓発活動を行った。 (5) 環境フェスティバル、夏休み子どもエコフェス、あったかホール祭りにブースを出展し、環境啓発ゲームを通じて ごみの分別体験や食品ロス削減の啓発活動を行った。	①ごみ処理やリサイクルの現場を実際に見て学ぶ貴重な体験を提供出来た。 ②イベントを通じ啓発活動を行うことで、ごみの減量・リサイクルへの関心と理解を深めることができた。 ③体験型の啓発活動を行うことにより、特に子どもたちの関心を引くことができた。子どもの体験を通じて一緒に来場した保護者への啓発にもつながった。	引き続き、環境啓発とごみ減量・リサイクル推進を行う。 ①随時 ②戸吹クリーンフェスタ:10月末頃開催予定 ③環境フェスティバル:6月14日(日)開催予定	戸吹クリーンセンター

重要施策と施策の方向			N O	事業名	新計画(第3期)の「事業内容」	活動指標	目標 (2028年度)	令和7年度の実績 (左記に対する進捗状況)	自 己 評 価 (効果・期待)	令和8年度の取り組み予定 (内容・時期)	担当課
重要施策2 消費者教育の推進	1 消費者市民を育む学習支援・啓発	(3)SDGs・エシカル消費に関する認知度向上	③	環境学習の推進	環境フェスティバルや戸吹クリーンフェスタなど、様々な環境学習・啓発活動の拡充を図るとともに、啓発を目的とする各種イベントに参加していきます。 また、職場体験の受け入れを行います。 さらに、生ごみの減量・資源化を推進するため、広報特集号「ごみゼロ通信」やSNS、市内イベントなどを通じて食品ロス削減の促進やダンボールコンポストの普及拡大を行います。	(6) 館クリーンセンターの施設見学者数	(6) 5,000名	(6) 16,019名 団体(10名以上)及び個人の見学、イベント実施や出展を行い、環境教育・環境学習に取り組んだ。 ・施設見学 個人: 13,513名 団体: 57団体 2,506名 ・植物教室 4名 ・煙突のぼり体験(4回) 74名 ・特別工場見学会(3回) 106名 ・昆虫観察会(1回) 8名 ・バードウォッチング(1回) 10名 ・環境フェスティバル出展(6月)	施設見学については目標をはるかに上回る合計16,019名の方に来場していただき、また各種イベントを通して環境教育・環境学習に取り組めた。	・施設見学(年末年始以外) ・環境フェスティバル出展(6月) ・植物教室(6月) ・煙突のぼり体験(8月) ・特別工場見学会(8月) ・昆虫観察会(8月) ・夜の昆虫観察会(8月) ・バードウォッチング(2月)	館クリーンセンター
						(7) 環境フェスティバル参加者 (8) 職場体験の受け入れ人数	(7) 300人 (8) 9人	(7) 6月15日に環境フェスティバルを開催し、延べ約14,000人が来場した。 各出展ブースが目指すSDGsゴールのロゴを掲示し、来場者にPRを行った。 ・あったかホールまつり 9,652人 (8) 環境部全体で13人 内訳:環境政策課2人・環境保全課2人・ごみ減量対策課3人・戸吹クリーンセンター9人 ※戸吹クリーンセンターの9人にはごみ減にて受け入れた3人の対応を含む	子どもたちを中心に、多くの人が環境フェスティバル及びあったかホールまつりに来場し体験等を通じて環境について学んでもらうことができた。 様々な環境学習体験を通じて、消費者教育の推進に、大きく貢献したと考える。 参加者の意識改革、環境配慮行動につながることを期待する。	(7) 6月15日に環境フェスティバルを開催する。 また11月1日にあったかホールまつりを開催する。 (8) 例年どおり依頼を受け入れる。	水再生施設課→環境学習推進課(組織改正)
			④	小・中学校における環境学習	「学校教育における環境教育基本方針(第二次)」に基づき、全市立小・中学校・義務教育学校において、環境教育全体計画及び年間指導計画を作成し、環境教育を実施して、各教科等の指導の中でSDGsを位置付けて指導します。	(1) 「省エネチャレンジ2023」実施校率 (2) 環境教育を位置づけている学校数率	(1) 小学校90%以上 中学校90%以上 (2) 小中学校100%	(1) 「省エネチャレンジ2023」実施校率 ・小・義務教育学校(前期課程)84.2% ・中・義務教育学校(後期課程)83.8% (2) 環境教育位置づけている学校数率 ・小・中・義務教育学校100%実施	児童・生徒が環境について様々な視点から捉え、課題意識をもって取り組むことが期待される。	全市立小・中学校・義務教育学校において、環境教育全体計画及び年間指導計画を作成し、継続して環境教育を実施する。	教育指導課
						⑤	SDGs・エシカル消費の啓発	エシカル消費を日常的にする社会的ムーブメントを創出し、市民の消費行動の変容を促進するため、東京都(TOKYOエシカルアクションプロジェクト)や市内関連企業・団体との連携強化を図りながら各種イベントにおいて啓発活動を行います。	(1) TOKYOエシカル参加団体とのエシカル消費啓発活動における共創	(1) 市内各団体と年1回以上、共創実施	・TOKYOエシカルパートナー(参加団体)である、まちの駅八王子CHITOSEYAを第59回八王子市消費生活フェスティバル出展のため誘致し、消費に関する啓発を図った。 ・第58回消費生活フェスティバル参加団体のエシカルフード株式会社の取組について対談を行い、その内容がTOKYOエシカルホームページに掲載された。 ・「ケイハチクリスマスマーケット2025」及び「こどもシティin八王子オクトーレ」に出展し、クイズラリーを通じてエシカル消費の普及啓発を行った。 ・大学においてSDGsをテーマとした講義を実施した。学生によるSDGsの課題解決のためのグループ発表や、別の大学では、畜害に対する理解促進を目的として、学生に啓発ポスターの作成を依頼した。 ・庁内でのエシカル消費の意識の醸成を図ることを目的に、職員を対象としたエシカル消費講演会を実施した。
用2 消費者教育推進の担い手の育成と資源の活用	(1)する多様な消費者担い手に	①	消費者教育の担い手育成	消費者団体連絡会において最新の情報・意見交換を行い、消費者団体の活動や学習会などを通じて消費者教育を広め、消費者教育の担い手を育みます。	(1) 消費者団体連絡会加盟数				(1) 10団体	消費者団体連絡会加盟数 8団体	登録団体内での担い手不足が散見される中、8団体を維持できた。消費生活フェスティバルをきっかけに、新たな1団体の次年度からの加入の目途がたった。
					②	学習資料の提供	自主的な学習活動の支援のため、消費生活センターにある図書・DVDなどを充実させ、貸出を行います。 また、図書館において、消費生活の関連図書・チラシ・ポスターの展示や貸出を行います。	(1) 貸出延べ件数	(1) 12件以上	(1) 貸出延べ件数 6件(DVD貸出)	消費生活に関するDVDについては6件の貸出実績があり、消費生活に関する情報提供ツールとして一定の利用ニーズがあることがうかがえた。
		(2) 貸出冊数	(2) 40冊以上	(2) 貸出冊数 延べ91冊 「悪徳商法」と「エシカル消費」に係る図書を中心に、図書の展示等を行った。70冊をテーマ本として展示し、館内で自由に閲覧してもらったほか、延べ91冊の貸し出しを行った。また、看板の掲示や、冊子・チラシの配布も行った。				書架に並べるだけでなく、テーマ展示することで、図書の貸し出しが増加し、学習活動の支援に繋がった。	テーマ展示として「悪徳商法」、「エシカル消費」に関連した図書・チラシ・ポスターの展示・貸し出しを行う。5月中旬から6月上旬を予定。	図書館	

重要施策と施策の方向			N O	事業名	新計画(第3期)の「事業内容」	活動指標	目標 (2028年度)	令和7年度の実績 (左記に対する進捗状況)	自 己 評 価 (効果・期待)	令和8年度の取り組み予定 (内容・時期)	担当課
重要施策3 消費者被害の防止・救済	1 消費者被害の予防・防止	(1) 多様なチャネルを活用した情報収集・発信	①	事故情報などの提供	商品の重大事故などが発生した場合は、消費者庁をはじめ関係機関と連携し、市民への迅速な情報提供を行います。	(1) 事故情報の提供	(1) 発生状況に応じて随時市民に発信	・事故情報を3件消費者庁に提供し、うち2件が重大事故として消費者庁のホームページ等で公表された。	事故情報が公表されることで、商品等の危険性を周知し消費者の安全に寄与した。	引き続き発生状況に応じて消費者庁への事故情報の提供を迅速に行う。	消費生活センター
			②	消費者被害事例の情報提供及び注意喚起	消費生活センターにおける相談内容に基づいて、類似被害の拡大防止・予防のために、緊急性の高い被害事例を防犯メールや市ホームページなどを通じて迅速に市民へ周知します。また、関係機関が有するメール配信や人とひとのつながりによるネットワークを利用して、デジタルデバイドへの配慮を行いながらより多くの市民の情報を広め、消費者被害を防ぎます。	(1) 注意喚起情報の発信(防犯メール・高齢者あんしん相談センター・民生委員・児童委員)	(1) 発生状況に応じて随時発信	(1) 成年年齢引き下げに伴い若年者を狙った手口や悪質な点検商法等について、各種イベントでのチラシ配布、消費生活ニュースや広報はちおうじで情報提供を行った。また、防犯課や民生委員・児童委員の情報ネットワークを活用し相談の増えるトラブル事例についてタイムリーに情報発信をおこなった。	紙媒体に加えSNSでの発信により多くの市民に情報がいきわたる事で、悪質事業者の行動抑止力になりトラブルの未然防止や救済に繋がった。(防犯防災メール、民生委員・児童委員一斉メールでの発信)	引き続き、市の公式LINEなどのSNSや広報はちおうじ、チラシ等を通じて、注意喚起情報の発信を随時行う。	消費生活センター
						(2) 各種SNSを活用した防犯情報の提供を推進し、迅速な情報提供により市民の安全を図る。	(2) 現状の情報配信方法の見直し及び改善	(2) メールけいしちょう及び関係所管からの情報提供による不審者情報や防犯情報の配信した。また、市内3警察署からの情報提供に基づき、毎週水曜日に侵入窃盗や特殊詐欺等の最新の被害状況について、情報提供した。	毎日業務として配信することで、最新情報を提供することができ、市民の安全を図ることができた。一方で情報配信に載らないような犯罪についてもどのように情報提供していくか工夫する必要がある。	・不審者情報及び防犯情報の配信 ・週刊メールの配信	防犯課
						(3) 高齢者あんしん相談センターでのスマートフォン教室等開催回数	(3) 全ての高齢者あんしん相談センターで1回以上の開催	(3) スマートフォン教室開催 4か所(4回コース)	スマートフォンの基本操作を学ぶことで消費者被害の情報をキャッチするためのツールに慣れ親しむ機会を提供した。	スマートフォン教室・相談会を行う。高齢者あんしん相談センターへスマートフォン教室開催の案内を促していく。	高齢者福祉課
			③	悪質事例の情報提供	国や東京都が発信する悪質な取引事例などをSNSをはじめ、市ホームページ等で取り上げ、広く市民に情報提供を行います。	(1) 国・東京都の情報の発信	発生状況に応じて随時市民に発信	SNS等を活用した詐欺被害について市ホームページや紙媒体による消費生活ニュースを通じて広く情報発信を行った。	消費者庁などが発出する悪徳事例に関する注意喚起情報を市ホームページ等で速やかに発信し、被害の防止につなげた。	消費生活ニュースの発行等による啓発活動を継続していく。	消費生活センター
			④	悪質事業者の公表・指導	悪質事業者への指導、勧告、事業者名の公表などを行う国、東京都との連携や、取締りを行う警察への捜査協力など、必要に応じた情報提供により不適正な取引行為を防止します。	(1) 国・都や警察からの情報提供依頼及び捜査協力依頼	発生状況に応じて適時・適切に対応	・東京都、消費者庁への不適正取引行為に関する調査協力 15件 ・警察等への捜査関係事項照会 5件	関係機関と協力して悪質業者の指導・摘発に寄与した。	引き続き、関係機関からの調査協力依頼に迅速に対応し、悪質業者からの新たな被害の拡大防止に努める。	消費生活センター
			⑤	イベントを通した消費者トラブル注意喚起	消費生活フェスティバルなどのイベントの機会を通じて、消費者トラブル防止の注意喚起を行います。	(1) 消費生活フェスティバル参加者 (2) 防犯防災フェア啓発チラシ配布	(1) 500人 (2) 100人	(1) 消費生活フェスティバル参加者 338人 (2)防犯防災フェア 開催されず ・保健福祉センターでの出前寄席:2回(63名)、啓発チラシの配布 ・二十歳を祝う会での動画配信:3,629人(参加者数)	消費生活フェスティバルについては、降雪の影響で前年度より参加者は減少したが、イベントを通して、様々な市民や団体とふれあうことで、効果的な啓発や情報共有が図ることができた。	引き続き、各種イベントの機会を活用し、デジタルツールの利用や啓発方法を工夫して、効果的に周知・啓発を行っていく。	消費生活センター
			⑥	成年後見制度等の制度周知	安心して消費生活を送ることができるように、成年後見制度や権利擁護に関するパンフレットの配布、講座の開催などにより、制度の周知を図ります。	(1) 講座・学習会の開催回数	(1) 25回	講座・学習会の開催回数 13回 ・講演会 2回開催 参加人数25名 ・学習会 11回開催 参加人数229名 八王子市社会福祉協議会へ委託し、相談窓口等でのパンフレット配布や成年後見制度等に関する講演会・研修会を開催し、制度周知を図った。	目標の開催回数には及ばなかったが、令和6年度と比較して参加人数は増加した。委託元と連携を図りつつ、講演会・研修会の実施を通して普及・啓発活動に努めた。	引き続き、八王子市社会福祉協議会との連携を図りつつ、成年後見制度等の制度周知に努める。	福祉政策課
			⑦	関係機関との情報共有	消費者庁、(独)国民生活センター、東京都消費生活総合センター、警察などの関係機関への迅速な情報提供や相談に関する連携が、悪質商法などへの対応には不可欠なため、各機関とのネットワークを強化し、適切かつ迅速な情報共有を行います。	(1) 市の消費者トラブル情報提供	適切に対応	全国の消費生活センターをオンラインで結ぶ消費生活相談情報データベース(PIO-NET)を活用し、関係機関との情報共有に役立てた。 令和7年度実績 4,048件	情報共有することにより、関係機関の指導等につなげた。	引き続き関係機関と協力し、悪質商法等の情報を共有することで消費者被害を未然に防ぐ活動を継続していく。	消費生活センター

重要施策と施策の方向			N O	事業名	新計画(第3期)の「事業内容」	活動指標	目標 (2028年度)	令和7年度の実績 (左記に対する進捗状況)	自 己 評 価 (効果・期待)	令和8年度の取り組み予定 (内容・時期)	担当課
重要施策3 消費者被害の防止・救済	2 消費者被害の救済	(1)相談体制の充実による救済の強化	①	消費生活相談員による相談の実施	消費生活相談員による適切な相談対応により、被害の拡大防止・早期解決に努めます。あわせて、必要に応じて、消費者と事業者間のトラブル解決に向けてあっせんを行います。 また、相談方法として電話・来所に加え、新たにメールフォームで行っていることを周知するとともに、市施設からのオンライン相談についても検討を進めます。	(1) あっせん解決 (2) メールフォームによる相談	(1) 不調割合10%未満を維持 (2) 周知と定着	(1) あっせん解決不調割合 8.5% 斡旋解決件数 432件、斡旋不調件数 40件 (2) メールフォームによる相談 71件	・相談員の適切かつ迅速な対応により被害の未然防止に貢献した。 また、相談者に対する的確なアドバイスを行った。	引き続き相談員の適切かつ迅速な対応により未然防止に努める。	消費生活センター
			②	消費生活相談のDX	消費生活相談員のなり手不足や相談内容の複雑化に対応するため新たなPIO－NETシステム※を導入し、相談業務のDXに取り組みます。	(1) 新PIO-NET導入	システム稼働の検証	新PIO-NETの令和8年9月の本稼働に向けて、消費者庁及び国民生活センターからの情報を確認し、東京都及び本市デジタル推進課と調整のうえ、本市のネットワーク環境で稼働できるように、行政情報端末配備等の準備及び疎通確認を完了した。	新PIO-NET導入に向けて、7年度中に可能な準備を遅滞なく実施し、適切な環境整備を図った。	新PIO-NET(ベータ版4月6日利用開始、本番環境9月14日利用開始予定)について、引き続き、消費者庁及び国民生活センターからの情報を消費生活相談員及びデジタル推進課と随時共有し、システムの円滑な運用に努め、消費生活相談業務が滞ることのないように準備を進める。	消費生活センター
			③	多重債務相談の実施	消費生活相談員が対応する相談の中で、必要に応じて、法テラスや弁護士会の多重債務相談を紹介し解決につなげます。	(1) 多重債務相談	必要とされている多重債務相談すべてに対応・オンライン対応	・多重債務110番 4日間 5件 東京都特別相談共同実施 ・消費生活相談における多重債務相談 77件	多重債務に関する相談に対して、適切な窓口を紹介するなど解決に向けた対応を行った。	引き続き、消費生活相談員による相談を実施し、必要に応じて、法テラスや弁護士会の多重債務相談を紹介し解決につなげる。	消費生活センター
			④	専門的な相談の実施	弁護士による消費生活法律相談を実施し、契約に関するトラブルなどの解決につなげます。 また、年間を通して無料法律相談の実施や専門機関の紹介を行います。	(1) 弁護士相談	(1) 24回実施 相談数120件・オンライン対応	(1)弁護士相談 24回(相談件数 88件)	消費生活問題に関する法的なアドバイスによりトラブルの未然防止や適切な対処につなげた。	令和7年度から1回当たりの相談枠を見直し、引き続き、法的な見地から適切な対処につなげていく。	消費生活センター
						(2) 各種無料専門相談の充足率	(2) 80%以上	(2) 93.3% ・年間を通して無料法律相談を実施した。また、専門機関の案内等を行った。 ・【令和6年度(2024年度)相談予約件数】 法律相談予約 1,333件 ・【令和7年度(2025年度)相談予約件数】 法律相談予約 1,340件(相談枠1,416件)	・無料法律相談の実施、専門機関の案内を行った。 ・各所管が実施する庁内連絡会からの情報を担当内で共有した。 ・総合市民相談会を実施した。 令和8年(2026年)1月18日(日)	・引き続き、年間を通して無料法律相談の実施や専門機関の紹介を行う。 ・また庁内連絡会を通じて他所管とも連携をしていく。 ・総合市民相談会 令和9年(2027年)1月実施予定	八王子駅南口総合事務所
			⑤	特別相談の実施	東京都などと連携し多重債務110番、高齢者の消費者被害特別相談、若者のトラブル110番を実施します。	(1) 特別相談	必要とされている特別相談すべてに対応・オンライン対応	・多重債務110番(4日間・5件) ・高齢者被害特別相談(3日間・27件) ・若者のトラブル110番(2日間・2件)	東京都と連携した特別相談をSNSを活用して広く市民に周知することで、より多くの救済につなげた。	引き続き、東京都と連携し、実効的な特別相談を実施していく。	消費生活センター
			⑥	消費生活相談員の専門的知識の向上	計画的に(独)国民生活センターなどの関係機関による研修へ参加し、相談員の専門的知識の向上を図ります。研修後は消費生活センターや市役所内関係所管へのフィードバックにより、専門的知識や最新知識の共有に努めます。	(1) 相談員の研修参加	・国民生活センター研修 延べ24回 ・東京都研修 延べ44回	相談員の研修参加 ・国民生活センター研修:23回 ・東京都研修 :51回 ・その他(民間団体・機関等による研修):14回	相談業務に直結する内容の研修を受講し、多様化する消費者トラブルに対して専門知識の習得した。	引き続き計画的に国や東京都が実施する研修へ参加し、多様化する消費トラブルに対する専門知識の向上を図る。	消費生活センター